
2 番 廣 田 幸 照 議 員

議長（大西慶治君） 通告順 4 番、廣田幸照議員の一般質問を行いますので、廣田幸照議員は質問席へ移動してください。

それでは通告順 4 番、廣田幸照議員の発言を許可します。

（ 2 番 廣田幸照議員 登壇 ）

2 番（廣田幸照君） 議席番号 2 番の廣田幸照でございます。

本日は質問事項を風力発電について、町民の不安に思っている点と疑問点について町長にお答えをいただきたいと思います。この風力発電が議会で話題になりましたのは、全員協議会で上岡議員がその他の項目で説明を求めまして、ごく簡単に町のほうから説明がございました。

また、本年の 3 月議会で堀江議員が質問をいたしました。その議事録等を仔細に読んでみましたが、町長の答弁というのはどうも私どもの当事者意識からはかなり離れている印象がございました。今、建設が予定されている荻原地区、あるいは領内地区の町民は不安を感じて、風力発電の建設が大台町の町民にとって、また地域の住民にとってどのような利益、あるいは不利益があるかを勉強会などを通して検討しているところでございます。これは勉強会のテキストの 1 つでございますけども、風力発電の理想と現実ということで、青山高原と全国の実例を講師の方に説明をいただきました。

そのように建設予定地の住民の方は事業者の説明も受けて、そしてこういうふうな自主的な勉強会を通じて、かなり知識を持っているわけでございます。ところが、その他の地域の住民はほとんど情報が入らず、判断材料が全然ない状態でございます。判断材料が、すなわち情報が少ない中では感情的な反応でイエス、あるいはノーの判断を下すと言われております。町長は上岡議員の質問に対しても、あるいは堀江議員の質問に対しても、その可否、風力発電事業の可否を断じることが民間の事業である風力発電を妨害していると誤解を受ける恐れがあるということで、慎重な態度を示されております。これは一理当然

のことであります。ところが一方で、町民の皆さんにしっかり考えていただく素地をつくっていく、そのためにいろんな情報を提供していくとも申されております。

そこで私のこの質問は、町の持っている情報を広く町民の皆さんに提供していただきたいと思っで行うものであります。4月27日に、区長会が開催されました。企画課のほうから若干の説明がなされました。その際に荻原、領内地区の区長からは強い反対意見が出されたわけです。一方、大杉地区及び大台地域の区長さん方からは、何も聞いてないし、何もわからないと申されておりました。

そしてまた議論を打ち切るがごとき雰囲気さえ出てまいりました。本議会で大台町の自然を守る会から、風力発電所建設に反対する請願書が議会議長に提出され、本日特別委員会が設置され、6月17日に審議がされることとなっております。町民の不安に思っている点と疑惑について、率直に、かつ端的にお答えをいただきたいと思えます。質問と答弁を通じて、議員の皆さんのご理解を深めていただくとともに、6チャンネルを通じて広く町民の皆さんにご理解をいただければ、より深い論議になるかと期待するところであります。

実はこの質問は、最初限りなく一問一答に近い形で提出いたしました。町長の答弁漏れを恐れる気持ちがあったからです。ところが議会運営委員会では、この形は認めていただけなく、議長のご指導により質問項目を現在のように風力発電についての一本にいたすわけでございますけども、もし答弁に注文つけて申し訳ないんですけども、12問の質問をいたしておりますけども、1についてはこういうこと、2についてはこういうことということで、質問内容に沿う形でご答弁をいただけたらありがたいと、こう思います。

それでは前置きはこれぐらいにいたしまして、最初の事業者でありますクリーンエネルギーファクトリー、C E Fと略称しているようでございますけども、が計画している2つの風力発電の概要をお聞かせいただきたいと思えます。1つはですね、ここにありますが、大台宮川ウインドファーム計画概要書という

のがあります。これは総門山を中心にして、いわばその南岸側、大紀町との境目に設置されるものであります。そうしてもう1つは、C E F大台不動ヶ岳ウィンドファーム事業計画概要書ということで、これは迷ヶ岳から湯谷峠にかけての松阪市との境界付近に計画をされているものでございます。この2つの計画の計画風車基数と、その概算の建設費、開発面積をお聞かせいただきたいと思います。これが第1点目でございます。

第2点目、低周波の健康被害がクローズアップされております。これはいろいろ諸説があります。まだ定説はないように思いますけども健康被害の及ぶ範囲、すなわちこれ以上風車と離れていたら安全ですよという基準は何メートルあるのでしょうかということをお教えいただきたいと思います。

3番目でございます。電磁波というものがございまして、電磁波による被害はいかがでしょうかと、これ事業者によりますと、発電した電力は販売先の中部電力に送電するとき、地中に埋設したケーブルによると説明されております。電磁波の影響は空中線と比較してどの程度軽減されるのか、お教えいただきたい。

そしてまた、事業者は携帯電話の発する電磁波よりも微弱であるというふうに説明しております。徹底的に違うところは携帯電話は使用者個人が電源を切ることによって、その影響に差が出てきますが、風力発電は個人の事情で稼働を止められないところでありまして。

4番目でございます。騒音被害でございます。上空を飛びますね、ジェット機の騒音は一過性のものであるけれども、風車の回転音は風の吹いている間中続いていると、こう懸念されておるわけでありまして。実際こういう質問がありました。実際のところはいかがでしょうかということでございます。

5番目ですが、渡り鳥への被害をお聞きいたします。ある調査結果では風車が回っているときには周囲に小鳥の姿はありませんと、停止時には風車の回りでもよく見られると、こういうふうに報告されております。また、ある野鳥の会のメンバーは、小型の渡り鳥は猛禽類に襲われる懸念のある尾根筋を避けて

いると言われております。そこでこの渡り鳥の被害、あるいは猛禽類などの宮川近辺で確認されている希少種と言われている渡り鳥は、あるいは猛禽類はあるのでしょうか。

6番目でございます。獣への被害、影響をお聞かせいただきたいと思っております。人間が聞こえる音というのは、20ヘルツから20万ヘルツぐらい、数字の小さいほうはいわゆる低音域であります。動物の場合はこれよりも広い可聴域を持っているということは、皆様もご存じのとおりと思っております。風車から出る100ヘルツ以下の低周波、これ100ヘルツ以下を低周波、あるいは200ヘルツという学者もいるわけですが、この低周波には人間よりも獣のほうの敏感に反応すると思われるんですね。里山に逃れて農作物に被害を与えると懸念されておりますが、いかがでしょうか。

また林道法面への牧草種子吹き付けにより餌が豊富になり、シカの個体数が増えた、こういう報告もありますが、いかがでございましょうかと、お聞きします。

次に林道整備と土砂の処理についてお伺いいたします。大台宮川ウインドファームは千石越え林道を、また大台不動ヶ岳ファームは矢知山林道を補修使用するというふうに聞いております。特殊車両が46トンございます。特殊車両というのはここに事業者から提供されました資料ですが、こういう6軸の運搬車でございますけども、日本に唯一、我が社だけが持っているというふうに紹介されましたが、この車体重量が46トンございます。200トンのタワーですけども、これは5分割すると言っていますけども、平均40トンになります。この46トンと40トンを足しました86トンもの重量物が通れる林道、あるいは林道橋があるのだろうか、この2つの林道はいずれも2級林道でございまして、林道橋は14トンしか通らないと聞いておるんですね。それから建設現場までは作業道を付ける。またタワー建設用地は掘削して1500トンの生コンを打ち込むと、こういうふうに説明を受けていますけれども、切り取り土砂の量は大変なものになると思うんです。大災害を呼びことにならないか、

住民は深く憂慮をしておるわけです。

次に風車用地の森林伐採を懸念する声もございます。羽の長さが50メートルでございます。200トンのタワー、それから発電機部分のマセルと呼ばれる部分が85トン、これらの林道を経てるわけですね。それから作業道をつくって建設予定地に運ぶわけです。作業道は通常鍵をかけ保守点検作業、そして林道関係者の使用時には開放すると聞いております。建設地も含め多くの森林が伐採され掘り取られた土は谷を埋めることとなります。これが環境にやさしいクリーンなエネルギーを得る方法と言えるかどうか、疑問としている住民もございます。町長の見解を聞きたいと思います。

次に大台町への税収についてお聞かせいただきたい。その全協のときの説明で副町長はメリットとして固定資産としての風力発電施設の税収が期待できると申されておりました。事業者はある説明会で、1億円の税収になるというふうに説明しております。実際は税収が多くなった分、国からの交付税が75%程度減額されると聞いております。差し引きいたしますと2500万円ほどの税収で、しかも減価償却されるので毎年少なくなっていくんじゃないかなと、こう思うんです。計画どおりの風車が建てられたときに、大台町の税収はいかほどプラスになると試算されているのか、お聞かせいただきたいと思います。

次に観光資源としての風車についてお伺いします。観光資源としての風車について期待する声が聞かれます。青山高原へ見に行かれた方もいらっしゃるかと思うんですが、町長はこの風車が観光資源としていいんかなと、いいだろうなというふうにお考えかどうか、お聞かせをいただきたい。

次に町民の中には雇用を期待する声もございます。この風力発電は事業者も説明があるように装置産業であります。大きな雇用を生むとは考えられません。町長はいかがお考えでしょうか。

そして最後になりますが、今議会で住民から風力発電所建設に反対する請願が提出されております。ちょっと理由はわからないんですが、真手区を除きまして荻原地区、そして領内地区の1697名の方の署名が集められております。

この地区の人口は2419人でございますので、70.15%という反対の住民の意向であります。この町民の反対の意向、これについて町長のご判断はどう下されるのでしょうか、お聞かせいただきたいと思います。よろしく願います。

議長（大西慶治君） 町長。

町長（尾上武義君） それでは風力発電について、お答えをいたします。

まず1点目の2つの風力発電の概要についてのご質問にお答えをいたします。大台町内におきまして計画をされている風力発電事業につきましては、北海道に本社がありますクリーンエナジーファクトリー株式会社によりまして、2箇所が計画をされております。1箇所は、唐櫃地内総門山付近から清滝地内に至る稜線添いに14基の風力発電所を建設する「大台宮川ウインドファーム事業」でございます。総事業費につきましては約105億円との説明を業者から受けております。

またもう1箇所につきましては、滝谷地内迷ヶ岳付近から不動ヶ岳を經由して湯谷トンネル付近の稜線沿いに20基の風力発電所を建設する「大台不動ヶ岳ウインドファーム事業」でございます。こちらは総事業費140億円とのことでございます。開発面積につきましては、それぞれ10数ヘクタールとのことでございますが、県のアセスメント条例適用面積から除外するため、20ヘクタールを超えることはないとのことでございます。この2箇所の風力発電所につきましては、机上の計画段階であり、変更もあり得るとのことでございます。

2点目の低周波の健康被害についてのご質問にお答えをいたします。健康被害の及ぶ範囲、風車とどれだけ離れば安全かという基準でございますが、「独立行政法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構」、通称NEDOでございますが、そのネドが発行する「風力発電のための環境影響評価マニュアル」におきまして、低周波音に係る環境影響を受ける恐れがある地域として、「一般的には、対象事業実施地域及びその周辺、半径500メートル前後の範囲内」とされております。

ただ、全国では風力発電所から500メートル以上離れた住民からも健康被害を訴える報道がされており、環境省においても今年度から全国の風力発電施設を対象にした周辺住民の苦情等に関する現況調査や、低周波音による苦情があるすべての風力発電施設を対象とした詳細な調査を行っております。現時点で、何メートル離れていれば大丈夫というのは断言できないと思っております。

3点目の騒音被害でございますが、先般、青山高原に設置されている風力発電施設を見てまいりました。設置をされております一番大きな風力発電機は、ポールの高さが70メートル、羽の直径が80メートルでございましたが、その下に立ちますと、羽の風切音などが聞こえてまいりました。個人差はあるかと思いますが、通常に会話ができる程度の音と感じたところでございます。騒音の数値につきましては、申し訳ございませんが、把握はいたしておりません。

4点目の電磁波による被害についてのご質問でございますが、大変専門性の高い質問であり、詳細にお答えすることは困難ですが、中部電力のホームページを見ますと、「私たちの身の回りにはさまざまな電界や磁界が存在をしています。通常の方法で施工された空中や地中の送電線から発生する電磁界については、いずれも家電製品などと同じくらいで、非常に小さいレベルである。」と記載をされております。

5点目の渡り鳥への被害についてでございます。希少種と言われる鳥につきまして、宮川村当時に発刊されました「宮川村史」によりますと、宮川地域には、ノリス、クマタカ、ブッポウソウ、サンショウクイ、ヨタカ、サシバ、ハイタカなどの渡り鳥が過去に確認をされているようでございます。

6点目の獣への影響についてのご質問にお答えいたします。先日、青山高原の風力発電施設を見学いたしました。風車の真下にシカの足跡や多数の糞があるのを確認をいたしました。また周辺の草についてもシカに食べられたような形跡が至るところで見受けられました。ご質問の風力発電の影響で、獣が里山に逃れているのか、逃れないのかにつきましては、正直断言できないのが現状でございます。

7点目の林道整備と土砂の処理についてのご質問でございますが、重量物が通行に耐えられる林道及び林道橋があるのかというご質問でございますが、道路法では車両のその幅、重量、高さ、長さ、または最小回転半径の最高限度が政令で定められており、それを超える場合は道路を通行させてはならないと定められております。仮に車両の重量が46トンであれば、重量だけでも道路法の最高限度25トンを超えておりますが、特例措置として、道路管理者は車両の構造、または車両に積載する貨物が特殊であるため、やむを得ないと認めるときは、当該車両を通行させようとする者の申請に基づき、通行経路、通行時間等について、道路の構造を保全し、または交通の危険を防止するために、必要な条件を附して許可することができるとなっております。

特に、特殊車両が林道及び橋梁に与える影響につきましては、車両のタイヤの本数、幅、間隔により、橋梁等へ与える影響が大きくなりますので、申請時でなければ判断することはできません。

また、土砂の処理については大変懸念されるところでございますが、開発にかかる申請がなされておられませんので、掘削等の詳細については把握できないわけでありませぬ。

8点目の風車用地の森林伐採についてのご質問でございます。風力発電機自体をみますと、自然エネルギーである風を利用し発電するという非常に環境に優しいクリーンなエネルギーだと思っております。ただ、風力発電事業全体を見たときには、ご指摘のとおり詳細につきましてはまだわかりませんが、建設に伴う作業道、建設地などの森林伐採、用地造成開発が予想され、それに伴う土砂災害などが懸念されると考えております。

9点目の大台町への税収についてのお答えいたします。風力発電所が計画どおりに建設された場合の大台町への税収でございますが、考えられますのが、固定資産税と、別会社をつくり管理運営をしていくということでございますので、法人町民税、そしてそこで働く方が町民の場合には住民税が考えられます。

今のところ情報が少ないため税額がどのぐらいかといった話まではできませ

んが、固定資産税について考えてみますと、あくまで概算、仮定の数字でございますが、風力発電施設 1 機当たり 3 億円と仮定しますと、税率 1 . 4 % ですので、1 機当たりの税額は 4 2 0 万円、2 箇所ですと町内には 3 2 機の計画でございますので、固定資産税額は 1 億 3 4 4 0 万円となります。またこの固定資産税の増収アップに伴い、地方交付税額が増収の増額分の約 7 5 % にあたる 1 億 8 0 0 万円が減額をされます。差引 3 3 6 0 万円となります。ただ償却がありますので、当然のことながら毎年減価償却され固定資産税は減額となっていきます。この数字につきましては、あくまで仮定の話ですので、その点を十分お含みおきいただきたいと思います。

1 0 点目の観光資源としての風力発電についてのご質問にお答えいたします。先日見てきました風力発電施設が建ち並ぶ青山高原ですが、国道 1 6 5 号線からのアクセスが非常によく、また青山高原を縦断する道路も整備をされ、至る所に伊勢平野を一望に望める展望所があり、非常に素晴らしいところございました。青山高原につきましては風力発電が目的なのか、展望目的なのかはわかりませんが、晴れた日には県内外から多数の来訪者があるようでございます。

大台町に風力発電所ができた場合は、観光資源としての魅力があるのかどうかということですが、町ではこれまで恵まれた自然環境を活かしながら「自然と人びとが幸せに暮らすまちづくり」を目指し、全国に誇れる美しい自然環境を守るための施策を進めてまいりました。風力発電施設がこの大台町の美しく豊かな自然環境にはたして馴染むものなのかどうかと考えております。

1 1 点目の町民の雇用についてのご質問にお答えをいたします。風力発電関係の町民の雇用については、昨年 1 1 月にクリーンエナジーファクトリーから説明を受けた際には、管理運営に伴う子会社設立に関し、数名を地元から雇用する旨の説明を受けておりますが、雇用形態などの詳細については説明を受けておりません。この点につきましては、青山高原のほうを見てきましたら、草刈り程度というようなことでもございました。

12点目の風力発電に反対する請願についてのご質問にお答えをいたします。5月25日に大台町の自然を守る会の代表の方が来庁され、「クリーンエナジーファクトリー株式会社による風力発電所建設を阻止すること」の内容の上申書をいただきました。建設工事に伴う環境破壊、健康被害などを訴え、結びの文章には、「美しい山林と澄んだ水は私たちの町の大切な財産です。損なうことなく次世代に渡していけるように」と、建設予定地区民の方を中心に多数の方の署名が添えられておりました。町民の皆様の自然豊かな大台町への想いがひしひしと伝わってくるものでありまして、多くの民意として真摯に受け取った次第でございます。

また、4月28日に開催をされました区長会におきましても、多数の区長様から建設反対のご意見をいただいております。今議会におきましても、「風力発電に反対する請願」が提出され、今後審議され、議会としての方向性が示されることとなります。私自身、風力発電につきましてはクリーンエネルギーで大変良いものだと考えております。しかし、それが大台町の自然豊かな環境に見合うものなのか、建設地として適地であるかどうかが問題であります。

私は、何よりもまず開発に伴う災害の発生を危惧しているところであります。平成16年の災害については記憶に新しいところでございますが、未曾有の集中豪雨により不幸にも7名の方の尊い命を失ってしまいました。また家屋の流失、土砂流入などにより町民の大切な財産を多く失い、その心の傷は未だに癒えることはありません。山を見上げると至るところに土砂崩れの跡がそのまま残っており、現在でもさらなる災害が懸念されるところでございます。

16年災害以来、大雨が予想されるたびに第2、第3の人的被害が起きないように町民の安全を第一に考え、避難勧告、避難準備情報を出してまいりました。町民の皆様の心身的苦痛は計り知れないものと思っている次第でございます。そういう状況の中で、新たに山を大規模に切り開く行為が良いものかどうか、また今まで以上に町民の皆様に避難等ご負担をおかけするのではないかと、熟慮してまいりました。先ほども述べさせていただきましたように、民意は風

力発電に否定的な考えが多数を占めております。

これらのことから、今回の風力発電施設建設については、私としましては容認するわけにはいかないと考えております。ただ急峻な山々を、新しい技術革新などにより土砂災害を絶対誘発しない方法で、自然豊かな環境を損ねることなく、景観にも合致した風力発電施設、またそれに代わるものが将来できるかも知れません。そのときにはまた、町民の皆様とともに考えてまいりたいと思います。以上、ご理解お願いし、答弁いたします。

議長（大西慶治君） 廣田幸照議員。

2番（廣田幸照君） 1点目のお答えで、開発面積がどうもぼやけた言い方でございます、私これは先行しておりました松阪の白猪山付近の事業者の提出した、これは環境保全審議会に出された書類でございますけども、これのその建設の面積が、1つ1つ載っているわけです。あそこは2つの事業会社が20ヘクタール未満で抑えた形で申請をされております。

で、なぜ20ヘクタール未満に抑えたかと言うと、大規模開発に抵触するのは20ヘクタール以上でございますので、県の審査もなければいけないということで、利用者は抑えているように思われます。

そこで1つ1つの、1つの風車の面積を見ますと、0.78ヘクタールというのが一番小さいんですかね。大きいので2.何ヘクタールというようなものがございます。それから考えますと、この大台宮川ウインドファームという1つの会社で20ヘクタール未満に抑える。そしてまた大台不動ヶ岳ウインドファームという会社が20ヘクタール未満に抑えると、こういうふうな形になってくるのではないかと。

また説明もですね、私、複数のところ聞きに行ったりするんですけども、これ大台宮川ウインドファームですけども、14基であったり15基と言ったり、20基と言ったり、当面4基だというふうに言ったり、こういろいろ変動するんですね。白猪山の場合でも反対する地区のはもうここは取り止めだということで、そこへは建設しないというふうなことを言ったりしておるようで、かな

りまだまだ変動要素があると、こういうことですが、本当にその開発面積はどんだけあるのかというのを正確なところをお聞かせいただきたい。

2つの会社設立されます。それは法的には別々の会社ですね。で、関連はないというふうに断じていくのか、2つの会社じゃなくて親会社が同じであるから、同じ区域で開発事業を進めているんだから、1つの会社とみなされるんじゃないかと、こういうふうにも思うんですが、町長の見解はいかがでしょうか。

それから低周波の健康被害でございますけども、健康被害の訴えがあって断言はできないということですが、環境省でもですね、今年から4年間かけて物的苦情及び心身にかかわる苦情に関する参照値、これを明確にしようと考えておるわけです。ですから、今のところ町長の言われるように、健康被害がないとは断言できないというところでございますけども、あわせてもう一度お聞かせいただきたいと思います。

私の地区で説明会受けたときには、事業者は被害が出たときは真摯に対応させていただきますと表明されております。でも何が原因でどのような症状が出て、その結果生活に、あるいは生命にどのような支障が生じているかというのは、訴えている被害者が立証することが求められてます。今、青山高原で上阿波というところで、1400メートル離れておるのですかね、そこで住民が健康被害を訴えております。しかしながら、中部電力の子会社であるシーテック社はその訴えに応じて風車を止めるということはしておりません。多くの公害裁判では訴えた被害者が立証する義務が生じているわけです。で公害裁判が遅れるのはこの一点が大きな原因になっております。そしてまた長い時間と費用がかかっております。真摯に対応していただくという表明は、一応評価はできるんですけども、実際の面において適用してみますと、起こったらどうするのということになるわけです。

騒音被害は風切り音が聞こえましたけども、通常の会話が可能であったということでもあります。よくですね、ガード下の騒音が80フォーンとかどうか

と言われますけども、どの辺の大きさでしょうかね。

電磁波による被害、これも先ほど少し申しましたが、ペースメーカーを装着している人がおりますけども、携帯電話はですね、いつでも切れますけども、風車は先ほど言ったように個人の都合で切ることはできないわけです。その辺ですね、やはりある程度危惧するところではないかと思えます。

ここで問題になるのはバードストライクと言いましてね、風車にぶちあたって落ちてくるのがあると、特に猛禽類はその例があるんだということで、写真も示されておりますけども、これも野鳥の会なんかからは大きな懸念が示されておりますが、一方、同じ野鳥の会の会員の中でも、さほどというふうな声もあるわけです。この辺もはっきりわからない部分があるのではないかと思いますので、町長の見解をもう一度お願いをいたしたい。

それから林道整備と土砂の処理、これは町長も大きな懸念を持っておるようでございます。そしてまた、私こんな大きな運搬車とそれから重量物が通れるんだらうかと、林道橋14トンしか通れないというときにですね、86トンもの重量物が通る。補強して通るんでしょうけども、あとあの山とのあれね、林道橋の破損が進むということは十分考えられます。特例があると申されましたけども、これは慎重に判断をしていただかなければいけないと思えますので、この辺ももう一度お伺いしたい。

建設用地と開発面積と関連して、森林伐採がどれくらいになるかということでございます。大体イコールというふうに考えていいわけですが、各地一番最初説明受けたときは林道が整備されて、そこから木材の搬出を可能になるだらうというふうな期待の声もございましたけども、実際に使われる林道は2本だけですね。で、林道から建設場所へ持っていく作業道は閉鎖されるということで、あまり効果はないのかなと思えます。建設するために森林を伐採してCO₂吸収源を失うということ、そしてクリーンエネルギーを得るということ、この辺を天秤にかける必要があるかと思えます。町長の考え方をお聞かせいただきたい。

税収は3360万円程度と、1基3億円の建設で、1.4%を掛けて420万円で、それが32基でということで1億3440万円という数字を出していただいた。交付税で減額されるのは1億8万円と、3360万円程度の税収で、資産価値が減るに従って減収していくということであります。さほどですね3300万円、この町にとっては大きなお金ですけども、それと自然を売ることとの、売ると言うちょっと言葉が強いですけども、その辺の天秤もかけていかなければいけないんじゃないかなと思います。

それから観光資源についてですけども、町長は現地に青山高原に行って確かめられたようですけども165号線、あるいは近鉄西青山、東青山あたりは我々が、よく生徒の遠足に連れて行ったところですが、その当時あった売店、レストラン等々は皆閉鎖をしております。観光資源にはならんんじゃないかなと考えますが、今一度見解を求めたいと思います。

雇用につきましては否定的な声が聞かれました。風力発電所建設に反対する請願が出されております。で、町長もこれについてはやっぱり懸念を示されて、この特別委員会での結論を待つけどもということで、割合否定的な見解をいただきましたので、もう一度重ねて表明をしていただければありがたいと思います。よろしく願いをいたします。

議長（大西慶治君） 町長。

町長（尾上武義君） 最初にご質問いただいた部分のたれ返しが多いのかなと思いますが、まず開発面積でございまして、これ20ヘクタール未満ということで、まだ正確な数字に至っていないということでもございます。1基当たりですね、先だって見てきたところでは平地で2500平米、あるいは山の法り切りで1000平米程度というようなことで、あわせて3500平米程度になるのかなというようなことでもございました。

ただ、あそこは青山高原でございまして。我々から言わせれば丘のようなところでございますので、これだけ切り立ったところではですね、もっともっと広い範囲に及ぶのではないかというようなことを感じながらですね、帰ってきた

ところでもございます。ちょっと後先いろいろするかわかりませんが、お許しをいただきたいと思います。

それから健康被害について、先ほども申し上げたんですが、まず500メートル前後の範囲内とこうされておるわけなんです、こういったもんも何メートル離れているからいいんだというのは、しっかりしたものがまだ断言できないというようなことで、お答えをさせていただいたんですが、そういうようなことでもう少しその調査を待たねばならないと、こう思っているところでもございます。

また騒音被害につきましても、その下におりましても会話はいくらでもできるような状態でもございますが、そういったその数値的なものはなかなか出すことは非常に難しいというようなことですので、その点をご理解いただきたいと思います。

電磁波につきましても非常に小さいレベルというようなことでもございます。

それから2つの会社がですね、それぞれ別会社ということで関連についてのご質問でございますが、このクリーンエナジーファクトリーはそれぞれの区域ごとに、子会社を設立しまして事業を展開していくという説明を受けております。

で、その相互に関連はないのかというようなことでもございますが、親会社が同じでありましても別法人を設立した場合に、まったく関連はないとは言いませんが、法的には独立した会社であると、このように考えております。

それから先ほども申し上げたんですが、22年から4年ほどかけて環境省ではですね、その低周波の健康被害については基準をつくるというようなことで申されております。

それから被害が出たときの対応でもございます。被害が出ないようにすることが最も重要であるということでもございますが、この仮に被害が予想されるというようなことになりましたら、その原因を排除していくということが大事だと思いますけども、もうその被害そのものを立証していかねばならないとい

うようなことで、被害を被った方からですね、非常に時間と多額の費用、労力というのが必要になってくるというようなことでございまして、これ大きな懸念であります。それからこの建設申請の話は先生されましたですかいな。まだやな、これからやな。

それから税金につきましても、3000数百万円のアップになるだろうと、交付税差し引いてもそれぐらいになるだろうと、こう思います。しかし、そのことと土砂を堆積するとか、林道を切ったとか、いろんなことを考えますと、後々においてですね、そちらの負のほうは私は大きいやないかなというふうに思っております。これまでも昭和30年代から前半からですね、水力発電について大台地域も宮川地域もこの企業庁の事業に協力をしてきたというふうなことがございます。今回、風力の発電が出てきておりますけども、その中で、例えば大杉とか領内とか荻原とか、旧宮川地域本当に良くなったのかねと、こうなったときにですね、過疎高齢化が進む一方で道路もまだ満足に付けてもろたらへんやねえかというようなお話が、いっぱい出てきます。

そういったような保育所もなくなった。学校もなくなったという、そういう実態があるわけなんですね。その地域に及ぼした影響というのは何があったのかといたら、なかなか少ないものがあるがなと、そういう感想持っております。したがって、観光資源としてもですね、その宮川ダムができたときにも遊覧船を浮かべたりとか、登山歩道つくったりとか、ホテルをつくったりとかいろんなことがございました。しかし、今何もないというような状況ですね。登山歩道も壊れておりますけども、その復旧すらなかなかできないという状況の中でですね、観光資源としては成り得ないものという見解は持っているところであります。

で、道路の通行でございまして。これは25トンの制限というようなこともございまして、それを超えて当然通らねばならないと、こういうようなことでもございまして、これは特例というふうなことがございまして、これは法的な措置の中で対応していかねばならんだろうと思います。

それから町民の皆さんから、約1700名にわたる請願が署名を添えていただきました。重く受け止めているところでございますし、私といたしましても今の大台町の総合計画の中にありますように、自然と人々が幸せに暮らす町ということもございまして、そして私に課せられた責務は町民の安全確保が最優先と、こういうようなことでございますので、この計画については否定的にならざるを得ないと、こういうふうに考えているところでございますので、どうぞご理解いただきますようお願いをいたしたいと思っております。

議長（大西慶治君） 廣田幸照議員。

2番（廣田幸照君） かなり強い形での意思を述べられましたので、安心しているところでございます。この住民の中からもいろんな不安が出てきたときにですね、町長が民業に阻害するように誤解されては困ると、だから説明は差し控えるというふうな回答を示されたときに、私は実は町長これは賛成かなというふうに聞きました。町民から訪ねられたときに、町長の腹ようわからんのだと、しかし、皆さん方が反対なら反対という形をきちっとつくらないと、これはものがきちっと言えませんよと、町長もその民意をきちっと把握するというふうにおっしゃっていますから、それ間違いないでしょうとこういう話をいたしました。

そこで2点だけ質問をされております。先ほど2つの会社、法的には別会社という見解をされました。実は白猪山でもですね、2つの会社、これは本当に親会社が別々なんですね。設立申請をしてやってきておるわけです。それで松阪市の環境保全審議会の朴恵淑三重大学長補佐が座長、会長をしてもらったわけですが、この方も附帯事項の中で、2つのそれぞれの事業が申請されて答申を出したけれどもと、これはお互いに関連するというふうに考えてほしいと、市長宛の文書の中で出しております。

ましてやですね、今度の場合は2つの会社と、法的に別々の会社ということになりますけれども、親会社は一緒なんですね。そして事業者の説明でも、これは一元的に管理をいたしますと、北海道の本社にデータを送って一元的に管理

をいたしますと、こういうふうに明言されておるわけです。だから法的にはそういうふうにとらざるを得んのですけども、実際の形態は1つの会社、それが20ヘクタール以上の大規模開発にかかわってくるということで、2つの会社をつくったというのはどうも抜け道にしかすぎないというふうに考えられます。これが1点、町長の見解を伺います。

それからクリーンエナジーファクトリーは風況調査、風の状況調査をいたしまして、6メートルから8メートルの非常にいい風が吹くんですというふうな報告を住民にしております。そして環境影響調査方法書を大台町の庁舎、宮川総合支所の2箇所で縦覧をいたしました。また10地区での説明会も開催いたしました。

その内容を記録した議事録も作成しております。事業者のほうから私は提供を受けました。

そしてこの会社がネドが示した正式な風力発電建設申請のための手続きを全部クリアしながら、階段を一つひとつ登りながら、大台町長の同意を申し出たときに、大台町は環境保全審議会を招集しなければならなくなるわけです。そして環境評価書の妥当性を諮問しなければなりません。でも、朴先生もおっしゃっているようにですね、この技術的な要素、例えば電磁波にしる低周波にしるですね、これはどんどんこれからいろんな事実がわかってきて変動していくんだ。変動要素があるんだというふうなことを言っておりますから、ここは私どもの審査する場面ではありませんというようなことも言われております。

先ほど町長が、反対に理解できるような発言をなされましたので安心はしておるんですが、民意が明らかになっている以上、環境保全審議会を招集する必要はないんじゃないかなと思うんです。お考えを伺いたいと思います。

議長（大西慶治君） 町長。

町長（尾上武義君） まず、この一元的に管理するというで明言も、その説明会では言われておるようでもございますが、それはいろんな技術的な部分もあって、そう言われておるんだろうというふうに思います。20ヘクター

ルの開発面積ですね、この県の環境影響評価にかかりますから、それを超えないようにということで2つ作ってと、こういうようなことでもございますが、それは技術的なことであろうというふうに理解をしております。

で、そのいろんな計画の申請でございますが、その申請が出てきた段階で、いろんな法的に基準をすべてクリアしてですね、当然これはやってくるだろうとは思いますが。しかし、私はそういった技術的なことよりもですね、過去、先ほど申し上げましたこれまで発電事業にもいろいろ協力してきた。そのことが本当に今地域にとって良くなったんかどうかというふうな視点と、それから民意と、それから災害というふうなこと、そしてまた後々に残る川が濁ったりとかいろんな形で不安が残る。そういったようなものをひっくるめて町民の安全という見地からですね、これはなかなか容認できないのではないかと、こういうふうなことで締めくくっておきたいなと思います。どうぞよろしく願います。

2番（廣田幸照君） 終わります。

議長（大西慶治君） 廣田幸照議員の一般質問が終了しました。

これで本日の一般質問を終了します。

散会の宣言

議長（大西慶治君） これで本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

次回は明日15日、火曜日、午前9時より再開いたします。

皆様、お疲れ様でした。

（午後 3時04分 散会）
